

【〇出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援】

施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
(産科・小児科医療確保事業)

令和6年度補正予算 55億円

医政局地域医療計画課
(内線8048)

① 施策の目的

地域で子どもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

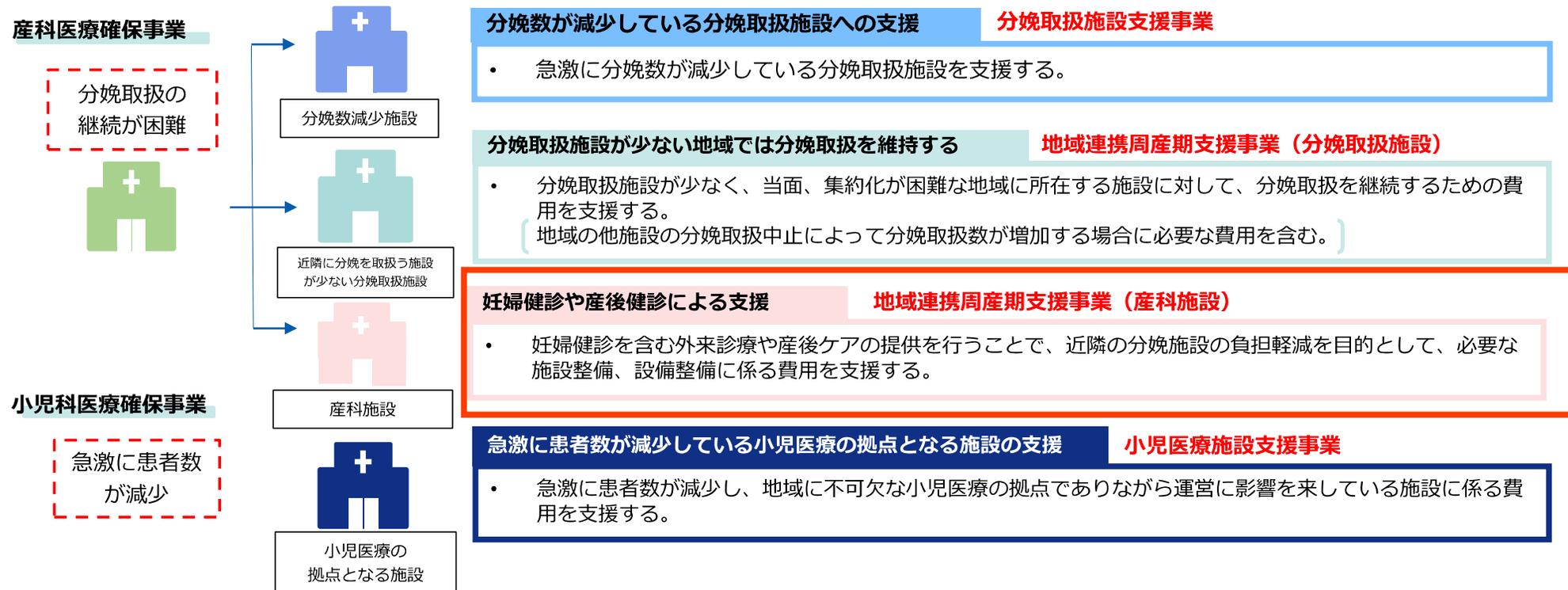
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

地域連携周産期支援事業（産科施設）

事業目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

事業概要

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（※1）

施設整備費

基準額	対象経費
1施設当たり 16,800千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）

設備整備費

基準額	対象経費
1施設当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）

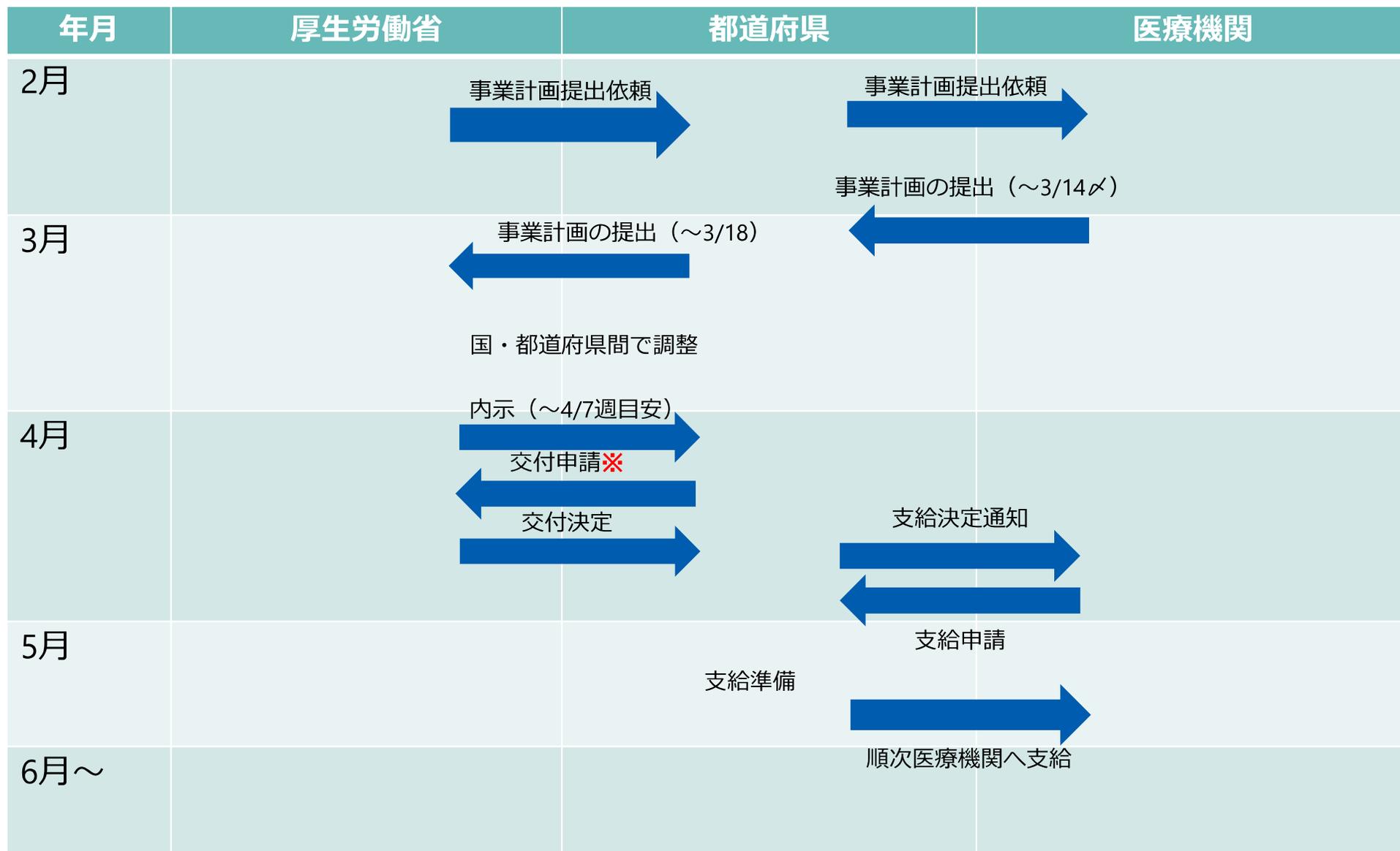
- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付をうける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う



支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。



※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目 (地域連携周産期支援事業(産科施設))

- ・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
- ・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日(火)までの報告をお願いしていることから、**3月の第2週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい。**

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<各施設の回答項目> 施設・設備で同様

施設回答項目事項	留意事項
施設名称	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
総事業費(A)、寄付金その他の収入額(B)、対象経費の支出予定額(D)	<ul style="list-style-type: none"> ・差引事業費(C)は自動入力 ・基準額(E)は一定 ・選定額(F)は、(C)(D)(E)のうち最少額を自動入力 ・申請見込額は(F)×補助率1/2を自動入力 ・申請時には、間接補助の場合には選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

施設回答項目事項	留意事項
補助方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接補助、間接補助をプルダウンで選択
都道府県補助額(見込)(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県補助額を見込みで記載(間接補助の場合) ・直接補助の場合は記載不要(自動で黒塗り) ・国庫補助基本額(J)は自動入力 ・申請見込額は自動入力

事業計画の提出における主なQ & A 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）・（産科施設）

【地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）】

	質問	回答
1	「今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること」について計画の様式はありますか。	別途様式があります。内容は下記です。 1. 今後の分娩取扱の継続予定 2. 分娩取扱に関する他施設との連携有無、都道府県との連携有無 今後も分娩取扱を継続予定である施設を対象とします。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和6年度の経費を対象とする予定です。

【地域連携周産期支援事業（産科施設）】

	質問	回答
1	対象は令和6年度に分娩取扱を止めた施設のみですか。	過去の分娩取扱の有無については規定していません。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和6年度の経費を対象とする予定です。